

あ行

雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、水循環系再生に向け、雨水浸透機能強化を図るための施設のこと。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）のほか、浸透側溝、透水性舗装（浸透性平板も含む。）等がある。（「雨水浸透施設設置基準（2011(平成23)年4月）」（横浜市環境創造局））

売場効率

売場が効率よく活かされ、期待している生産性をあげているかどうかをみることで、「売場効率＝年間販売額／売場面積」で表される。売場効率を典型的に示す売場面積1㎡当たり年間販売額は、同業他社との比較や、自社の過去の実績との比較などに使われる。

NPO

Non-Profit Organizationの略。
様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。1998(平成10)年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」により、まちづくりの推進等20分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人（NPO法人）」として法人格を取得できる。（「横浜市住生活基本計画（2018(平成30)年2月）」（横浜市建築局））

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素（CO2）」「メタン（CH4）」「一酸化二窒素（N2O）」「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」「パーフルオロカーボン（PFC）」「六ふっ化硫黄（SF6）」の6物質が指定されており、2015(平成27)年4月から新たに「三ふっ化窒素（NF3）」が追加された。（「横浜市環境管理計画（2015(平成27)年1月）」（横浜市環境創造局））

か行

街区公園

地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園。1箇所当たり面積0.1ヘクタール以上で0.25ヘクタールを標準とする。（「横浜市水と緑の基本計画（2016(平成28)年6月）」（環境創造局））

幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つともに、都市の骨格を形成する。

既存ストック

これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のことで、ここでは主に住宅建築物を示す。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定要件を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

狭あい道路整備促進路線

幅員4メートル未満の狭あい道路のうち、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークを形成するものとして、横浜市が「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。この路線では、狭あい道路拡幅整備事業により、後退した用地における門・塀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。（「協働推進の基本指針（2012（平成24）年10月）」（横浜市市民局））

協働契約

市が、横浜市市民協働条例に基づき市民協働事業を行う場合に、当該市民協働事業を行う市民等と締結する契約。協働契約することにより、役割分担や責任の所在が明確化される、成果や著作権が契約者双方に帰属するなどのメリットがある。

協働事業の提案支援モデル事業

横浜市市民協働条例に、市民の皆様から横浜市に対して、市民協働事業を提案できることが規定されており、市民協働事業の提案が市民の皆様に一層活用しやすいものとなるよう、「提案アイデアの募集」「プランづくりの支援」「事業実施の支援」について、2017（平成29）年度から2019（平成31）年度にかけて実施している事業。

緊急輸送路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

近隣公園

少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園。1箇所当たり面積1ヘクタール以上を目安に2ヘクタールを標準とする。（「横浜市水と緑の基本計画（2016（平成28）年6月）」（環境創造局））

空閑地

建築や農耕に利用しないであけてある土地をいう。将来的に人口減少に伴い未利用地として空閑地が増加すると、都市のにぎわいや魅力の低下につながることも考えられる。

クールスポット

樹木の下など周辺より気温が低い場所のこと。クールスポットを創出すると、周辺のヒートアイランド現象を緩和するといわれている。

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束（協定）」を互いに取り決め、一般的に地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。また、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力は引き継がれる。（「いちからつくる建築協定（2014(平成26)年5月）」（横浜市都市整備局）参考）

元禄型関東地震

相模トラフを震源として関東地方で発生する地震のうち、房総半島の南沖を含む広範囲が連動して震源となった大規模な地震のこと。東日本大震災以降、想定外の被害をなくす観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し対策を推進することとされたことから、30年以内の発生確率は低いが、横浜市防災計画（震災対策編）における被害想定を行う対象としている。

広域避難場所

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

公園愛護会

地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。（「横浜市水と緑の基本計画（2016(平成28)年6月）」（環境創造局））

公共・文教厚生用地

都市計画法に基づき概ね5年おきに実施される都市計画基礎調査の建物用途分類のうち、学校、病院、公会堂及び老人・児童等福祉施設、図書館、神社などが該当する。

バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくもので、重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容などを定める。「上大岡駅・港南中央駅周辺地区バリアフリー基本構想」は2008(平成20)年5月に策定。

コミセン

コミュニティセンターの略。平成27年度のヨコハマ市民まち普請事業で整備助成対象となった「美晴台内道路の愛称入り案内板と複合コミセン整備事業」は、当初提案に複合コミュニティセンターの整備を含んでいたが、最終的に提案内容及び整備内容から除外している。

コミュニティハウス

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

さ行

災害用ハマッコトイレ

地域防災拠点等に整備を進めている公共下水道に直結した仮設トイレのこと。港南区内に31箇所ある地域防災拠点のうち、8箇所で整備済み、2箇所で整備予定である。

再生可能エネルギー

持続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。

市営住宅の再生に関する基本的な考え方

公共建築物に関する方針及び第5次横浜市住宅政策審議会答申(2015(平成27)年11月)を踏まえ、効率的・効果的な市営住宅の再生(改修・建替え)を進めていくことを定めたもの。(2018(平成30)年4月1日横浜市建築局住宅部市営住宅課)

具体的な再生方法としては、先行的な建替えや更なる長寿命化により、再生時期を分散させるよう計画している。

市街化区域

都市計画法第7条に規定される区域。すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法第7条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園・広場・街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。

指定文化財

国の文化財保護法や県・市の文化財保護条例により保護の対象として指定されている文化財のこと。この法や条例に基づく指定文化財の中には有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統建築物群がある。

市民の森

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、おおむね2ヘクタール以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森契約を結び、広場、散策道、ベンチなど簡易な整備を行い、市民に憩いの場を提供する制度。巡回や清掃などの日常管理は「市民の森愛護会」が行っている。土地所有者には固定資産税などの優遇措置のほか、奨励金が交付されている。(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成28)年6月)」(環境創造局))

主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路(地域道路)のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

親水護岸

川岸におりて、直接、川の水にふれられる場所

すみ切り

道路の交差点などにおいて、通行のために曲がり角を通りやすくしたり、見通しの確保を目的として、道路が交わる角敷地部分を道路状に整備したもの。

生活道路

幹線道路、主要地域道路に囲まれた地区内の道路。

生産緑地

市街化区域内の農地を保全し良好な都市環境の形成を図るため、「生産緑地法」に基づき都市計画上の地域地区として指定する。農地としての維持が義務付けられ、開発行為は制限されるが、土地課税の優遇措置がある。

（「横浜市水と緑の基本計画（2016(平成28)年6月）」（環境創造局））

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た行

第一次産業、第二次産業、第三次産業

第一次産業は、農業・林業・水産業など、自然との関係が最も深い産業のこと。

第二次産業は、製造業・土木建築業など、物を加工する産業のこと。

第三次産業は、商業・運輸・通信・金融・その他医者・公務員などのサービス産業のこと。

地域ケアプラザ

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設のこと。おおむね中学校区域に1か所を設置。

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地域まちづくり支援制度

地域の課題解決や身近な地域のまちづくりに関する活動を行おうとする市民のみなさんに対して、専門家による相談、活動費や事業の助成などを行う制度。

地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの

方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

地区公園

身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園。1箇所当たり面積4ヘクタールを標準とする。（「横浜市水と緑の基本計画（2016(平成28)年6月）」（環境創造局））

地産地消

その土地で生産されたものをその土地で消費すること。メリットの一つとして運搬距離が短いので、CO2の排出量が少なく環境にやさしい。

低騒音舗装

車の走行に伴ってタイヤと路面との間で生じる騒音などを吸音する効果のある舗装のこと。

都市計画制度

都市計画制度は、まちづくりのルールを定めたものであり、地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定していく。

土地利用に関しては大枠を決める仕組みから、きめ細かなまちづくりをするための仕組みまで、数多くの制度が用意されており、それらを組み合わせて活用することで、地域のルールが作られる。

都市計画道路

都市計画法第11条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路

のこと。

都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて都道府県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備が行われる。

都市緑地

都市公園法で規定される緑地のこと。主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。

な行

内水はん濫

大雨などによって、降った雨が下水道管や水路等から河川等へ排水できずに、マンホールや雨水桝等から溢れ出ること。

（「内水ハザードマップ・浸水想定区域図Q&A（2015(平成27)年4月）」（環境創造

局))

2号再開発促進地区（都市再開発の方針）

1号市街地（既成市街地のうち、良好な環境を有している第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域等を除いた区域を中心に、指定された市街地）のうち、都市構造の強化・再編成を実現するため、適正な都市機能を配置し、土地の高度利用を図る必要のある地区、道路の不足・木造住宅密集等の課題を改善し、良好な環境を形成すべき地区、幹線道路・高速鉄道等交通基盤施設の整備にあわせて改善を進める必要のある地区及びその沿道・沿線とその結節部、駅等の重点的に整備を図る必要のある地区、商業系地域等で土地の合理的な高度利用を図るべき地区、有効活用すべき工場移転跡地や遊休地等を含む地区等については、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区のこと。（「横浜市国際港都建設計画 都市再開発の方針2012(平成22)年3月）」（横浜市都市整備局）参考）

二次的住宅

総務省統計局が実施する住宅・土地統計調査において、空き家として分類される住宅のうち、別荘など普段人が住んでいない住宅や、普段住んでいる住宅とは別の住宅をいう。

燃料電池車

(FuelCellVehicle、FCV) 搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る自動車で、自動車から出る大気汚染物質がまったく排出されない自動車のこと。

農業専用地区

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを

目的として、本市独自の制度として市長が指定した地区のこと。農業振興地域を中心に、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積10ヘクタール以上の地区を指定。

農用地区域

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市の要綱により指定される地区のこと。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積10ヘクタール以上の地区を指定。（「横浜市水と緑の基本計画（2016(平成28)年6月）」（環境創造局））

は行

バイオ燃料

再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス）を原料に、発酵、搾油、熱分解などによって作られた燃料を指す。バイオ燃料は燃焼の際には二酸化炭素を排出するものの、原料作物の成長過程において二酸化炭素を吸収しているために、その排出量はゼロとカウントされる（カーボンニュートラル）。

ハマロード・サポーター

市民や地元企業などからなる自主的に構成されたボランティア団体と行政が協働して道路の美化や清掃活動を継続的に行う制度のこと。道路管理者である横浜市は活動団体をハマロード・サポーターとして認定し、地域の清掃を行ってもらい、清掃に必要な用具の提供、ごみ等の回収・処分などボランティア活動の支援を行う。

バリアフリー

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。（「横浜都市交通計画（2008(平成20)年3月）」（横浜市都市整備局））

販売農家

経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。（「2015(平成27)年農林業センサス報告書」（農林水産省））

P F I

[PrivateFinanceInitiativeの略]公共施設などの設計、建設、維持・管理、運営に民間の資金やノウハウなどを導入し、民間主導により効率的な公共サービスの提供を行う手法のこと。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

幅員

道路の道幅のこと。建築基準法では、道路の側溝の外側を道路境界とみなして、道路幅員を測る。道幅が4m以上の道路に2m以上接していない土地には、住宅を建てることはできないと定められている。

福祉避難所

大規模災害によって甚大な被害が発生し、自宅で生活できなくなってしまった場合、市内の小・中学校などの地域防災拠点で避難生活を送ることになり、高齢者、障害児・者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者のうち、体育館などでの避難生活に支障がある方には、各地域防災拠点で要配慮者向けのスペース確保が必要となる。

それでも、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所をいう。

2018(平成30)年4月に、これまでの「特別避難場所」から名称を改めた。

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散策・回遊することができる空間のこと。

車を気にせずに安全に歩けるというだけでなく、タイルできれいに舗装したり植栽を施したり、ベンチや街灯などおしゃれなストリートファニチャーを設置することによって、ただ単に歩くという目的以上の潤い豊かな散策空間となっていることが多い。

港南区内には、大岡川プロムナードや馬洗川せせらぎ緑道、下永谷市民の森など、多くの散歩道があります。

分水嶺

分水界（雨水が、二つ以上の水系へ分かれて流れる境界）になっている山並み。

港南区の水系は、東側の大岡川水系と西側の境川水系に分かれており、分水嶺は武蔵国と相模国の旧国境とほぼ一致しています。

ま行

水辺愛護会

河川や水辺施設の環境を良好に保ち、市民が快適に触れ合い親しむことができるよう、美化活動などを自発的に行う地域的団体。

現在、港南区内では2団体（2018(平成30)年6月末現在）が活動しています。

緑の10大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の10カ所がある。

面整備

道路や下水道施設等の基盤施設の整備を「線整備」というのに対して、それに加えて、建築物等の建設や公園等の整備を目的に土地を整地し、一体でまちを整備することを指す。

や行

谷戸

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域とその地形をいかした水田、農業用のため池及び水路が作られてきた。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

災害時要援護者

平常時から何らかのハンディをもっており、災害時に一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動、避難生活、復旧・復興活動を行うことができず、他者による援護を必要とする人。

横浜環状鉄道

交通政策審議会答申第198号に「横浜環状鉄道の 신설（日吉～鶴見、中山～二俣川～東戸塚～上大岡～根岸～元町・中華街）」として位置付けられている路線のこと。なお、中山～日吉間は市営地下鉄グリーンラインとして供用中である。

ヨコハマ市民まち普請事業

市民が地域の特性を生かした身近な生活環境の整備（施設整備）を、自ら主体となって発意し実施することを目的として、身近なまちのハード整備に関する提案を募集し、2段階の公開コンテストで選考された提案に対して最高500万円の整備助成金を交付するなど、市民が主体となった整備の支援を行う事業のこと。

ら行

連たん

物理的に連続していることで、都市計画上是区画をまたいで建築物ないし街区単位で連続していることを指す。

わ行

横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン改定原案

横浜市港南区区政推進課
〒233-0003 横浜市港南4-2-10
電話：045-847-8319
FAX：045-841-7030

横浜市都市整備局地域まちづくり課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話：045-671-2939
FAX：045-663-8641

